

○福島県農産物検査に関する事務処理要領の一部改正

新	旧
福島県農産物検査に関する事務処理要領 (略) 附則 この要領は、平成２８年　４月　１日より施行する。 一部改正　平成３０年　１月２４日 平成３０年　８月　６日 令和　３年　４月　３０日 令和　４年　３月３１日 令和　４年　５月１９日 令和　４年　７月　４日 令和　５年　５月１１日 令和　６年　５月　１日 令和　７年　５月　２日 <u>令和　８年　５月２１日</u> 別紙１　地域登録検査機関の登録等申請手続マニュアル (略)	福島県農産物検査に関する事務処理要領 (略) 附則 この要領は、平成２８年　４月　１日より施行する。 一部改正　平成３０年　１月２４日 平成３０年　８月　６日 令和　３年　４月３０日 令和　４年　３月３１日 令和　４年　５月１９日 令和　４年　７月　４日 令和　５年　５月１１日 令和　６年　５月　１日 令和　７年　５月　２日 別紙１　地域登録検査機関の登録等申請手続マニュアル (略)

様式第 1 ～様式第 5 （略）

様式第 6 号

年 月 日

福島県知事

住 所
名 称
代表者氏名

登 録 抹 消 願 書

農産物検査員が（例：退職、出向）したので、下記のとおり農産物検査員証を返納し、農産物検査法施行規則（昭和 26 年農林省令第 32 号）別記様式第 18 号の検査機関登録台帳から抹消願います。

記

- 1. 抹消する農産物検査員氏名
- 2. 返納する農産物検査員証に記載された証明書番号
- 3. 農産物検査員証が返納できない場合の理由

様式第 7 ～様式第 9、 様式例第 1 号 （略）

様式第 1 ～様式第 5 （略）

様式第 6 号

年 月 日

福島県知事

住 所
名 称
代表者氏名

登 録 抹 消 願 書

農産物検査員が（例：退職、出向）したので、下記のとおり農産物検査員証を返納し、農産物検査法施行規則（昭和 26 年農林省令第 32 号）別記様式第 18 号の検査機関登録台帳から抹消願います。

記

- 1. 抹消する農産物検査員氏名
- 2. 返納する農産物検査員証に記載された証明書番号
- 3. 農産物検査員証が返納できない場合の理由

上記返納できない理由に相違ありません。
地域登録検査機関検査担当者
氏名

様式第 7 ～様式第 9、 様式例第 1 号 （略）

別紙 2

地域登録検査機関の登録等審査手続マニュアル

第 1 広域登録検査機関の登録等

1 登録等の審査

(略)

(1) (略)

(2) 農産物検査員

ア (略)

イ 農産物検査員の数

農産物検査員の数については、以下のとおり確認する。

(ア) 国内産農産物及び外国産農産物の品位等検査にあつては農産物の種類ごとの 1 年間の検査見込数量 (トンで表した量をいう。) を、それぞれ規則第 15 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる数で除して得た数 (小数点以下の端数は切り上げる。) 以上の検査員を確保していることを確認する。

(イ) 成分検査にあつては、1 年間の検査見込件数を、規則第 15 条第 3 項第 3 号に掲げる数で除して得た数 (小数点以下の端数は切り上げる。) 以上の検査員を確保していることを確認する。

なお、(ア) は、農産物検査を行おうとする農産物の種類 (国内産の米穀又は麦にあつては、包装されているもの及び包装されていないものの別) ごとに必要な農産物検査員の数を算出し、このうち最も大きい数以上の農産物検査員を確保していることを要件としているが、これは、いずれの農産物検査員もすべての種類の農産物の検査を行うことを前提にしたものである。

また、(ア) のうち、外国産農産物に係る品位等検査を行う場合

別紙 2

地域登録検査機関の登録等審査手続マニュアル

第 1 広域登録検査機関の登録等

1 登録等の審査

(略)

(1) (略)

(2) 農産物検査員

ア (略)

イ 農産物検査員の数

農産物検査員の数については、

(ア) 品位等検査にあつては農産物の種類ごとの 1 年間の検査見込数量 (トンで表した量をいう。)、

(イ) 成分検査にあつては、1 年間の検査見込件数を、それぞれ規則第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる数で除して得た数 (小数点以下の端数は切り上げる。) 以上の検査員を確保していることを確認する。

なお、この場合には、農産物検査を行おうとする農産物の種類 (国内産の米穀又は麦にあつては、包装されているもの及び包装されていないものの別) ごとに必要な農産物検査員の数を算出し、このうち最も大きい数以上の農産物検査員を確保していることを要件としているが、これは、いずれの農産物検査員

であって農産物の種類ごとの1年間の検査見込数量を規則第15条第3項第2号に掲げる数で除して得た数（小数点以下の端数は切り上げるものとする。）が2を下回るときにあつては2とすることとされている（同号）。

（3）～（8）（略）

2～3（略）

第2（略）

第3 農産物検査証の交付等

1（略）

2 再交付

知事は、法第17条第7項による登録事項の変更の届出又は法第19条による変更登録の申請により、農産物検査員証の記載内容に変更が生じたときは、当該農産物検査員証を返還させ、変更後の登録事項により農産物検査員証を再交付する。

また、知事は、農産物検査員証の紛失等により申請手続マニュアル様式第5号の再交付願書の提出があつたときは、当該農産物検査員証を速やかに再交付する。

なお、この場合の農産物検査員証の番号は、証明書番号に枝番（第〇〇―〇号）を付する。

3 返還

知事は、地域登録検査機関から申請手続マニュアル様式第6号の登録抹消願書の提出があつたときは、農産物検査員証を返還させるとも

もすべての種類の農産物の検査を行うことを前提にしたものである。

また、外国産農産物に係る品位等検査を行う場合であつて農産物の種類ごとの1年間の検査見込数量を規則第15条第2項第2号に掲げる数で除して得た数（小数点以下の端数は切り上げるものとする。）が2を下回るときにあつては2とすることとされている（同号）。

（3）～（8）（略）

2～3（略）

第2（略）

第3 農産物検査証の交付等

1（略）

2 再交付

知事は、法第17条第7項による登録事項の変更の届出又は法第19条による変更登録の申請により、農産物検査員証の記載内容に変更が生じたときは、当該農産物検査員証を返還させ、変更後の登録事項により農産物検査員証を再交付する。

また、知事は、農産物検査員証の紛失等により申請手続マニュアル様式第10号の再交付願書の提出があつたときは、当該農産物検査員証を速やかに再交付する。

なお、この場合の農産物検査員証の番号は、証明書番号に枝番（第〇〇―〇号）を付する。

3 返還

知事は、地域登録検査機関から申請手続マニュアル様式第11号の登録抹消願書の提出があつたときは、農産物検査員証を返還させるとも

に、登録台帳から当該農産物検査員を抹消する。

第4 (略)

第5 成分検査に関する業務の受委託

- 1 知事は、申請手続マニュアル様式第4号による成分検査業務委託届出書の提出があったときは、当該地域登録検査機関に係る登録台帳の記載事項を変更するとともに、第1の3の(1)のアにより公示を行う。

また、委託事項を変更しようとするときも同様とする。

2 (略)

第6 (略)

様式第1号～様式第8号 (略)

別紙3～別紙4 (略)

に、登録台帳から当該農産物検査員を抹消する。

第4 (略)

第5 成分検査に関する業務の受委託

- 1 知事は、申請手続マニュアル様式第9号による成分検査業務委託届出書の提出があったときは、当該地域登録検査機関に係る登録台帳の記載事項を変更するとともに、第1の3の(1)のアにより公示を行う。

また、委託事項を変更しようとするときも同様とする。

2 (略)

第6 (略)

様式第1号～様式第8号 (略)

別紙3～別紙4 (略)